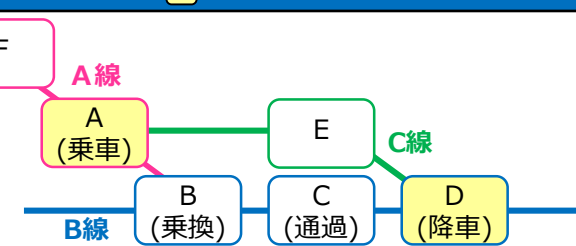
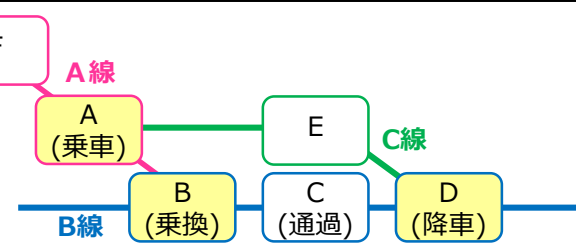
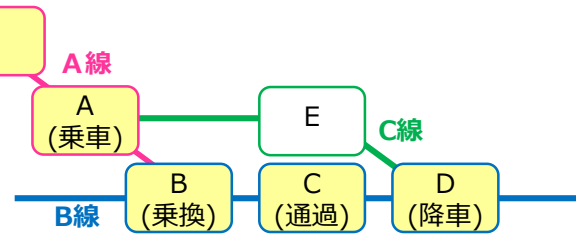
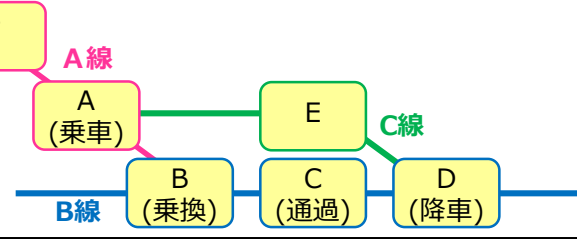


<第5回 都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した施設整備促進に関する検討会>

# 利用者負担を求める範囲・収受方法について

# 利用者負担を求める範囲・収受方法のケーススタディー

- 収受範囲・収受方法に応じた課題等について検討（ある1社が利用者に負担を求めた場合を想定）
  - ① 収受範囲：**負担対象駅**（ケース①～④を想定）に**整備対象駅**（高度なバリアフリーの実施駅）が含まれる場合に、**1乗車につき1回、一律の負担金を収受**（※定期券では発売時に例えば1月当たり●乗車分の負担金を上乗せして収受）
  - ② 収受方法：きっぷや定期券は発売時、ICカードについては引落とし時（降車時）に、運賃に負担金を上乗せし、運賃と併せて収受

利用者負担を求める範囲			収受方法			収受対象者					
			きっぷ	定期	IC						
負担対象駅	<b>ケース①</b> 乗降駅のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車駅または降車駅に整備対象駅が含まれる場合、1乗車につき1回収受</li> </ul>		留意事項 ①	留意事項 ②	整備対象駅の利用者のみ					
	<b>ケース②</b> 乗降駅及び乗換駅 <small>※「乗換駅」とは、路線を跨ぐ乗換となる駅とする。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車駅、降車駅又は乗換駅に整備対象駅が含まれる場合、1乗車につき1回収受</li> </ul>					課題あり	整備対象駅の利用者以外も含む			
	<b>ケース③</b> 乗車路線の駅全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用路線に整備対象駅が含まれる場合、1乗車につき1回収受</li> </ul>							留意事項 ①	留意事項 ②	整備対象駅の利用者以外も含む
	<b>ケース④</b> 乗車路線に係る鉄道事業者の駅全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用路線に係る鉄道事業者の駅に整備対象駅がある場合、1乗車につき1回収受</li> </ul>									

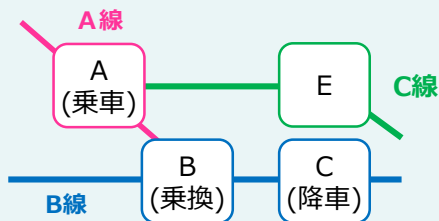
## <留意事項①> きっぷによる収受（ケース①～③）の場合

- きっぷでは、発売時に運賃に負担金を上乗せして収受することとなる。
- しかしながら、きっぷは乗車区間を定めずに発売するため、同一金額のきっぷの一部に負担金上乗せ区間のきっぷがある場合、それらの収入額にいくら負担金が含まれているか算出できない。
- このため、乗車駅と降車駅が特定できるIC乗車券の乗降人員データをもとに同一金額のきっぷによる収入額を按分する等の処理が必要となる。【加算運賃と同様の考え方】

(例)

C駅までのきっぷ：170円（うち負担金10円）

E駅までのきっぷ：170円（負担金無し）

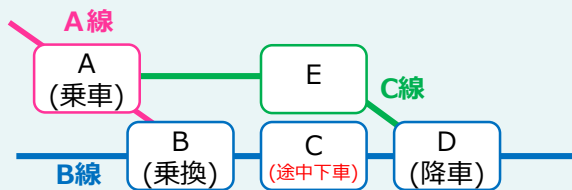


### (按分計算例)

- ① A駅での170円きっぷの発売枚数  
500枚/日
- ② IC乗車券による乗車人員  
A～C駅間：A～E駅間  
= 15,000人/日：10,000人/日 = 3：2
- ③ ①のうちC駅で降車したと想定される枚数  
 $500\text{枚/日} \times 3 / 5 = 300\text{枚/日}$
- ④ A駅で収受したC駅の整備に対する負担金  
 $10\text{円} \times 300\text{枚/日} = 3,000\text{円/日}$

## <留意事項②> 定期券による収受（ケース①・②）の場合

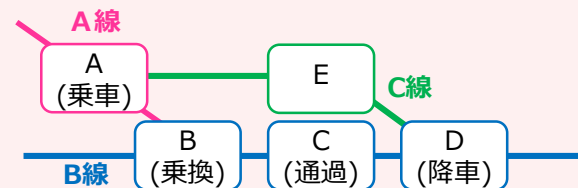
- 定期券では発売時に例えば1月当たり
  - 乗車分の負担金を上乗せして収受することとなる。
- しかしながら、定期券は定期区間のいずれの駅でも乗降可能。
- このため、負担対象駅を乗降駅（及び乗換駅）とする場合、乗降駅を定期区間のすべての駅と考えるか、定期区間の開始・終端駅（及び乗換駅）とするかの判断が必要。



## <課題> IC乗車券による収受（ケース②・③）の場合

- IC乗車券では、降車時に運賃に負担金を上乗せして収受することとなる。
- しかしながら、IC乗車券では、複数経路が存在する場合、最も安い経路の運賃を収受することとなっている。
- このため、負担金と運賃の合計額が最も安い経路になっていなければ、負担金を設定しても収受できない。
- なお、乗降駅のみを収受対象とする場合には、経路にかかわらず負担金を設定することになるので複数経路がある場合にも収受可能。

(例)



- 経路① A→B→C→D駅  
240円（うち負担金10円）
- 経路② A→E→D駅  
230円（負担金無し）

⇒経路②で収受されるため、負担金を設定しても収受できない